

長崎県ウクライナ避難民支援義援金配分委員会設置要綱

(目的)

- 第1条 ロシアのウクライナへの軍事侵攻により、長崎県にウクライナから避難された方を支援するために寄せられた義援金を避難民に配分するため、長崎県ウクライナ支援義援金配分委員会（以下「委員会」という。）を設置する。
- 2 県内への避難民がない場合については、日本赤十字社を通じてウクライナでの人道危機対応及びウクライナからの避難民を受け入れる周辺国とその他の国々における救援活動の支援に充てられる。

(委員会の審議事項)

第2条 委員会は、次の事項について審議するものとする。

- (1) 配分の対象
- (2) 配分の基準
- (3) 配分の方法
- (4) その他義援金の配分に関し必要な事項

(構成)

第3条 委員会は、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 長崎県文化観光国際部政策監
- (2) 長崎県文化観光国際部企画監

(役員)

第4条 委員会には、会長、副会長をそれぞれ1名置く。

- 2 会長は、長崎県文化観光国際部政策監を、副会長は、長崎県文化観光国際部企画監をもって充てる。

(役員の仕事)

第5条 会長は、委員会を招集し、会務を総括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代行する。

(書面決議)

第6条 前条第1項の規定に関わらず、会長が必要と認めたときは、期日を指定し書面で委員の意見を聞き、又は賛否を問い、その結果をもって委員会の議決に代えることができる。なお、期日までに到達しない意見又は賛否は、議事又は議決に加えないものとする。

(事務局)

第7条 委員会の事務を処理するために、長崎県文化観光国際部国際課に事務局を置く。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は委員会において決定する。

附 則

この要綱は、令和5年4月3日から施行し、義援金の配分が完了した時点でその効力を失う。

令和5年4月3日改正